

前 子 施  
令和2年12月 1日

放課後児童クラブ運営者 様  
保 護 者 様

前橋市長 山 本 龍  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に関わる放課後児童クラブの利用停止等と臨時休所等の対応について

平素より本市の福祉行政にご理解及びご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、前橋市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後児童クラブにおける児童の利用停止等、施設の臨時休所等について、下記のとおり対応することといたします。今回、その概要及びご家庭での対応等をお知らせしますので、内容についてご理解とご協力の程、よろしく申し上げます。

放課後児童クラブ運営者においては、お手数ですが、本通知を各保護者に送付の上、周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

#### 記

### 1 ご家庭での対応について

(1) 次の場合には、学校に加え、必ず児童クラブへご連絡をお願いします。

ア 児童本人の感染が判明し、又は濃厚接触者と認定された場合

イ 児童の同居家族が濃厚接触者と認定され、又は医療機関等の判断により新型コロナウイルスの検査を受検することになった場合

(2) お子様に風邪症状がみられる場合は、主治医等に相談・受診し、指示を仰ぐとともに、その指示事項を施設にもお知らせください。

### 2 新型コロナウイルス感染症に関わる利用停止等について

**★ 学校への出席停止期間及び出席可能日と同じになります ★**

(1) 児童本人の感染が判明し、又は濃厚接触者と認定された場合

	利用停止開始日	利用停止の期間	利用可能日	利用料日割り
感染	感染が判明した日 (感染判明前から欠席していた場合は、最終利用日の翌日)	医師が治癒を認めるまで	退院し、医師が利用可能であると認めるまで	有

濃厚接触	保健所が濃厚接触者と認定した日 (同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも濃厚接触者と同様の扱い。)	症状が出なければ、保健所の健康観察期間が終了した日まで (感染が判明した場合は、上段による)	保健所に指示された日	有
------	--	---	------------	---

- (2) 児童の同居家族が濃厚接触者と認定され、又は感染の疑いがあり、医療機関等の判断により検体検査を受検することになった場合（利用回避要請）

利用回避要請開始日	利用回避要請の期間	利用可能日	利用料日割り
家族が濃厚接触者と認定された日 検体検査が必要と判断された日	検体検査の結果が陰性と判明するまで (家族の感染が判明し本人が濃厚接触者と認定された場合は2(1)による)	陰性が判明した日	有

### 3 新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休所について

- (1) 児童本人又は職員の感染が判明した場合

学校における対応を踏まえ、保健所とも相談の上、消毒及び感染経路確認のため、臨時休所とします。再開の時期は、消毒等の作業が終了し安全が確認された時点とし、保健所と協議して決定します。

- (2) 濃厚接触者となったこと、発熱等の風邪症状がみられること及び家族が濃厚接触者となったことによる利用停止等が放課後児童クラブ内で増加し、感染が広がっている可能性が高い場合

学校における対応を踏まえ、保健所と相談の上、臨時休所を決定します。

- (3) (1)及び(2)以外の場合のほか、主な受入先である学校が新型コロナウイルス感染症発生に伴い閉鎖となっている場合

学校における対応を踏まえ、保健所と相談の上、臨時休所を決定します。

※ 今後の状況により、上記の取扱いは変更する場合があります。

### 4 利用料の日割計算

- (1) 日割計算の対象

ア 利用停止期間及び利用回避要請期間 上記2に記載

該当者の欠席分について、利用料の日割計算（月額を開所日数等で除して日額換算した上で実際に利用していない分を減免又は返還することをいう。以下同じ。）を実施してください。

イ 臨時休所期間 上記3に記載

在籍児童全員の休所期間分について、利用料の日割計算の対象とします。

ウ 市が利用自粛を要請する期間（利用自粛期間）

臨時休所後の開所した以降も感染拡大防止の観点から一定の期間、市の方で利用自粛を要請する場合があります。この場合、要請に応じ利用を自粛していただいた分について、利用料の日割計算の対象とします。やむを得ず放課後児童クラブを利用する必要がある場合は、自粛していただく必要はありません。通常どおり、放課後児童クラブを利用してください。

## (2) 日割計算に必要な手続

### ア 保護者

保護者は(1)により日割計算を受けようとするときは、別記様式「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る放課後児童クラブ欠席届」を所定の期日までに放課後児童クラブに提出してください。

### イ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、日割計算に伴う減収分の補填を希望するときは、(1)の欠席届をもとに別記様式「【新型コロナ】利用料減収分内訳表(●月分)」を月ごとに作成し、別途案内する補助要項に従い、交付申請兼実績報告を提出してください。

## 5 健康観察

利用する児童の保護者に対し、次の点に留意して過ごされるよう周知してください。

- (1) 家庭においても毎日検温を行い、発熱や風邪症状がないか健康状態を確認してください。児童本人に発熱等の風邪症状がみられる場合は、児童クラブの利用について慎重に検討していただきますようお願いいたします。
- (2) 発熱や風邪症状が出た場合は、校内で感染者が発生していることを伝えた上で、かかりつけ医等医療機関に相談し、指示に従ってください。また、児童クラブへの連絡もお願いいたします。

## 6 その他

**濃厚接触者とは：**「患者（確定例）」の感染可能期間に接触したもののうち、次の範囲に該当する者で保健所が調査の上で認定する

- 患者と同居あるいは長時間の接触があった者
- 適切な感染防護無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1 m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

\* 保健所から「濃厚接触者」と認定された場合、検体検査（PCR検査）を受け、検査

の結果が陰性の場合も、患者との最終接触日から14日間は行動制限と健康観察の継続が求められます。

- \* 児童の家族が濃厚接触者になった場合は、検査結果が陽性だった時の影響を考慮し、検体検査の結果が陰性と判明するまでの間、登園自粛にご協力をお願いします。
- \* 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別、誹謗中傷をせずに、皆で衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぎましょう。

<問い合わせ先>  
前橋市子育て施設課  
施設指導係 内田 横山  
TEL027-220-5706